

## 9月19日～25日は動物愛護週間です

犬や猫などのペットは、私たちの生活に癒しを与えてくれるだけではなく、大切な家族として、多くの人々に愛されています。その一方で、ペットのトラブルが多発しているのも事実です。飼い主には、愛情を持ち、責任のある正しい飼い方が求められています。

☎環境衛生課(☎826-1111 内線2461)



### 🐾 犬を飼っている方へ

#### 【狂犬病予防のために、市への登録と予防注射を】

- ◎新規登録の方や市外から転入してきた方など、市への犬の登録がお済みでない方は、環境衛生課までお越しください。(転入の方は、以前住んでいた自治体の鑑札を持参)
- ◎狂犬病予防注射は、年1回受けさせることが法律で義務付けられています。市から通知しますので、必ず受けさせましょう。

#### 【散歩のときは】

リードなどでつないで、道路に飛び出したり、人に迷惑をかけたりしないようにしましょう。また、飼い犬のふんの処理道具を携行し、責任を持ってふんの処理・持ち帰りを行いましょう。

### 🐾 猫は屋内飼いをしましょう

屋外は、猫にとって、交通事故などにあう危険があるので、屋内で飼いましょう。近隣でのトラブルや伝染する病気などの心配もなくなります。

ペットを飼う際のルールなど、詳しくはホームページをご覧ください。



### 🐾 新たな命に対する責任

無秩序にペットが増え、飼い主が適切に飼育することができなくなる事例が発生しています。ペットの飼育を適切に行えない場合は、避妊・去勢手術を受けさせることが法律で義務付けられています。手術については、動物病院にご相談ください。

### 🐾 犬や猫が迷子になったときのために

犬や猫の首輪に、飼い主の住所・連絡先・名前などが分かる名札・鑑札などを付けましょう。また、動物病院で付けることができるマイクロチップは、脱落することがなく安心です。もし、犬や猫がいなくなってしまった場合は、環境衛生課までご連絡ください。

### 🐾 野生・野良の動物にエサを与えないでください

責任を持って飼うことができない動物にエサを与えることは、動物が人間に期待してかわいそうな思いをすることや、周辺環境の悪化につながります。また、エサ目的で集まった野生・野良の動物によるふん尿などは、近隣の方への迷惑にもなりますのでやめましょう。

## つちうら防災ノート

☎・☎防災危機管理課(☎826-1111 内線2270)

地震や風水害などの自然災害により、住居などに被害を受けた場合、早期に復旧することが第一となりますが、再建に向けた第一歩となる保険会社への損害保険などの請求や、さまざまな支援制度を利用するためには、「り災証明書」が必要になることがあります。

### り災証明書とは？

地震などの自然災害によって市内の建物などに被害を受けたとき、その事実を市が確認することができる場合に限り、住家・非住家の被害程度について証明するものです。

なお、火災被害に関する「り災証明書」の発行は、最寄りの消防署で行っています。

### ＜申請方法＞

- 事前に連絡のうえ、以下の書類などを持って直接
- ・被害状況が確認できる写真  
(建物全体および被害箇所がわかるもの)
- ・被害場所の位置図
- ・本人確認が確認できるもの(運転免許証など)
- ・はんこ

被害状況を確認することができないと証明書を発行できない場合があります。被災した日時や被害状況は、必ず写真などで記録を残しておくとともに、申請は被災後できる限り早く行いましょう。